

○横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則

平成18年 3月15日

規則第21号

改正 平成18年 3月31日規則第78号

平成18年 9月29日規則第131号

平成19年 3月30日規則第52号

平成20年 3月31日規則第57号

平成23年 9月22日規則第84号

平成24年 3月30日規則第48号

平成25年 3月29日規則第48号

平成26年 3月31日規則第36号

平成26年 9月30日規則第67号

平成27年12月25日規則第100号

平成30年 3月15日規則第 9号

平成30年 3月23日規則第23号

平成31年 3月25日規則第15号

令和 2年12月25日規則第79号

〔横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例等施行規則〕をここに公布する。

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成18年3月横浜市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平25規則48・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(副会長)

第3条 横浜市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）に副会長を1人置き、委員のうちから会長が指名する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。

（平26規則36・一部改正）

（審査会の招集手続）

第4条 会長が必要があると認めたとき、又は委員の3分の1以上が招集を請求したときは、会長は、審査会の会議を招集する。

2 会長は、審査会の会議の1週間前までに、その会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（合議体の数及び委員の定数）

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は34以内とし、会長がこれを定める。

2 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

（平24規則48・平25規則48・一部改正）

（合議体の長の職務代理）

第6条 合議体の長は、合議体を代理し、会務を総理する。

2 合議体の長に事故があるとき、又は合議体の長が欠けたときは、あらかじめ合議体の長の指名する委員が、その職務を代理する。

（合議体の招集手続）

第7条 合議体の会議は、合議体の長が招集する。

2 合議体の長は、合議体の会議の3日前までに、その会議の期日、場所及び審議事項を合議体の委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（審査会の庶務）

第8条 審査会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（審査会に係る委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(資格者証)

第10条 市長は、支給決定障害者等が次のいずれかに該当するときは、支給決定障害者等の申請により一定の期間を限って、障害福祉サービス受給資格者証（第4号様式。以下「資格者証」という。）を交付することができる。

- (1) 受給者証の再交付を申請中で、いまだその再交付を受けていないとき。
- (2) 受給者証の記載事項の訂正のため、受給者証を市長に提出中であるとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の申請は、障害福祉サービス受給資格者証交付申請書（第5号様式）によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、支給決定障害者等が支給決定等の申請のために受給者証を市長に提出したときは、同項の申請なしに一定の期間を限って、資格者証を交付することができる。この場合において、市長が当該受給者証に資格者証である旨及び資格者証としての有効期間を記載したときは、当該受給者証をもって資格者証とすることができる。

(平18規則78・追加)

(受給者証の無効)

第11条 受給者証は、次のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

- (1) 支給決定障害者等が法令の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 亡失したとき。
- (3) 有効期限を経過したとき。
- (4) 支給決定障害者等が正当な理由なく、記載内容を変更したとき。

(平18規則78・追加)

(特例介護給付費等の額)

第12条 法第30条第3項に規定する市町村が定める特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令第19条で定める額（当該額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

- (1) 指定障害福祉サービス等 法第29条第3項第1号に規定する基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）

(2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき法第30条第3項第2号に規定する基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）

（平24規則48・全改）

（介護給付費等の額の特例）

第13条 支給決定障害者等は、法第31条に規定する介護給付費等の額の特例（以下「介護給付費等の額の特例」という。）の適用を受けようとするときは、介護給付費等の額の特例認定申請書（第6号様式）に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）第32条に規定する特別の事情に該当することを示す書類その他必要な書面を添付して、市長に申請しなければならない。

（平18規則78・追加、平25規則48・平27規則100・一部改正）

（介護給付費等の額の特例の取消し又は変更）

第14条 市長は、偽りの申請その他不正の行為により介護給付費等の額の特例の適用の認定を受けた者があるとき、又は資力の回復その他の事情の変化により介護給付費等の額の特例の適用の認定が不相当であると認められるときは、直ちに、当該認定を取り消し、かつ、当該事情の変化があった日から当該認定の変更を行った日の前日までの間に支払を免れた額の徴収を行わなければならない。

（平18規則78・追加）

（特例地域相談支援給付費の額）

第14条の2 法第51条の15第2項に規定する市町村が定める特例地域相談支援給付費の額は、法第51条の14第3項に規定する基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。

（平24規則48・追加）

（特例計画相談支援給付費の額）

第14条の3 法第51条の18第2項に規定する市町村が定める特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について法第51条の17第2項に規定する基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるとき

は、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額)とする。

(平24規則48・追加)

(償還給付の申請等)

第15条 支給決定障害者等が、法第29条、第30条、第34条、第35条、第51条の14、第51条の15、第51条の17、第51条の18、第70条、第71条及び第76条に規定する自立支援給付相当額を、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等、指定一般相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者、基準該当事業所、基準該当施設若しくは基準該当計画相談支援を行う事業所又は補装具の販売事業者、貸付事業者若しくは修理事業者(以下「補装具業者」という。)に支払った場合において、当該自立支援給付を受けようとするときは、障害福祉サービス費等支給申請書(第8号様式)に、領収書及び提供を受けた障害福祉サービス等の内容等が記載された書類その他必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(平18規則78・追加、平18規則131・平24規則48・平30規則23・平31規則15・一部改正)

(特例介護給付費等の代理受領)

第16条 あらかじめ市長に対し特例介護給付費、特例訓練等給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下「特例介護給付費等」という。)の代理受領を行う旨の申出を行っている指定障害福祉サービス事業者、基準該当事業所(横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する規則(平成18年3月横浜市規則第70号)第3条第1項の規定による登録を受けているものを除く。)、指定障害者支援施設等及び基準該当施設(以下「指定事業所等」という。))は、特例介護給付費等の支給を受けることができる支給決定障害者等又は特定障害者(以下「特例支給決定障害者等」という。)が指定事業所等から特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費に係る障害福祉サービス又は特例特定障害者特別給付費に係る特定入所等サービスに伴う食事の提供及び居住に係るサービス(以下「特例障害福祉サービス等」という。)の提供を受けたときは、当該特例支給決定障害者等の当該特例障害福祉サービス等に係る特例介護給付費等の受領についての委任に基づき、当該特例支給決定障害者等が支払うべき当該特例障害福祉サービス等に要した費用について、本市から特例介護給付費等として当該特例支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該特例支給決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があったときは、特例支給決定障害者等に対し特例介護給付費

等の支給があったものとみなす。

- 3 指定事業所等は、特例障害福祉サービス等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした特例支給決定障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。
- 4 前項の領収証には、特例支給決定障害者等から支払を受けた費用の額のうち、特例介護給付費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により指定事業所等から特例介護給付費等の請求があったときは、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）、横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）、横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）又は横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）に照らして審査した上、支払うものとする。
- 6 指定事業所等は、その提供した特例障害福祉サービス等について、第1項の規定により、当該特例障害福祉サービス等の利用者である特例支給決定障害者等に代わって特例介護給付費等の支払を受ける場合は、当該特例障害福祉サービス等を提供した際に、当該特例支給決定障害者等から、利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 7 指定事業所等は、第1項の規定による支払を受けたときは、当該特例支給決定障害者等に対して、当該特例支給決定障害者等に係る特例介護給付費等として受領した額を通知しなければならない。

（平18規則131・追加、平23規則84・平25規則48・一部改正）

（特例地域相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の代理受領）

第16条の2 あらかじめ市長に対し特例地域相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費（以下「特例地域相談支援給付費等」という。）の代理受領を行う旨の申出を行っている指定一般相談支援事業者又は基準該当計画相談支援を行う事業所（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）は、特例地域相談支援給付費等の支給を受けることができる地域相談支援給付費決定障害者又は計画相談支援対象障害者等（以下「地域相談支援給付費決定障害者等」という。）が指定一般相談支援事業者等から特例地域相談支援給付費に係る指定地域相談支援又は基準該当計画相談支援（以下「指定地域相談支援等」という。）を受けたときは、当該地域相談支援給付費決定障害者等の当該指定地域相談支援等

に係る特例地域相談支援給付費等の受領についての委任に基づき、当該地域相談支援給付決定障害者等が支払うべき当該指定地域相談支援等に要した費用について、本市から特例地域相談支援給付費等として当該地域相談支援給付決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該地域相談支援給付決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、地域相談支援給付決定障害者等に対し特例地域相談支援給付費等の支給があったものとみなす。
- 3 指定一般相談支援事業者等は、指定地域相談支援等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした地域相談支援給付決定障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。
- 4 前項の領収証には、地域相談支援給付決定障害者等から支払を受けた費用の額のうち、特例地域相談支援給付費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により指定一般相談支援事業者等から特例地域相談支援給付費等の請求があったときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）に照らして審査した上、支払うものとする。
- 6 指定一般相談支援事業者等は、第1項の規定による支払を受けたときは、当該地域相談支援給付決定障害者等に対して、当該地域相談支援給付決定障害者等に係る特例地域相談支援給付費等として受領した額を通知しなければならない。

（平24規則48・追加、平25規則48・一部改正）

（補装具費支給券）

- 第17条 市長は、法施行規則第65条の7第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る障害者等が補装具費支給対象障害者等であると認めるときは、当該補装具費支給対象障害者等に対し、補装具費支給券（第17号様式）を交付するものとする。
- 2 補装具費支給券の交付を受けた補装具費支給対象障害者等は、これを当該支給に係る補装具業者に提出し、補装具の購入等（法第76条第1項の購入等をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(平18規則131・追加、平24規則48・平25規則48・平30規則23・一部改正)

(補装具費の代理受領)

第18条 あらかじめ市長に対し補装具費の代理受領を行う旨の申出を行っている補装具業者は、補装具費支給対象障害者等が当該補装具業者から当該支給に係る補装具の購入等をしたときは、当該補装具費支給対象障害者等の当該補装具費の受領についての委任に基づき、当該補装具費支給対象障害者等が支払うべき当該補装具の購入等に要した費用について、本市から補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、支払を受けることができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 補装具業者は、補装具の販売、貸付け又は修理に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。
- 4 前項の領収証には、補装具費支給対象障害者等から支払を受けた費用の額のうち、補装具費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 5 補装具業者は、その販売、貸付け又は修理を行った補装具について、第1項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具の販売、貸付け又は修理を行った際に、当該補装具費支給対象障害者等から、自己負担額の支払を受けるものとする。
- 6 補装具業者は、第1項の規定による支払を受けたときは、当該補装具費支給対象障害者等に対して、当該補装具費支給対象障害者等に係る補装具費として受領した額を通知しなければならない。

(平18規則131・追加、平24規則48・平30規則23・一部改正)

(支払事務の委託)

第19条 市長は、介護給付費等、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の支払に係る事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託する。

(平18規則78・追加、平18規則131・旧第16条繰下・一部改正、平24規則48・一部改正)

(様式)

第20条 法令及びこの規則の規定による書類その他障害者総合支援の事務に必要な書類等の様式は、市長が別に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

(平18規則78・追加、平18規則131・旧第17条繰下、平25規則48・一部改正)

(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則78・追加、平18規則131・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 最初の審査会の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成18年3月規則第78号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月規則第131号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(身体障害者福祉法施行細則等の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に〔中略〕第6条の規定による改正前の障害者自立支援法の施行に関する条例等施行規則〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成19年3月規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成20年3月規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に〔中略〕第6条の規定による改正前の横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例等施行規則〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成23年9月規則第84号）

この規則は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条の改正規定の施行の日から施行する。ただし、第4条の規定は、同法第34条及び第35条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成24年3月規則第48号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月規則第48号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市障害者自立支援法の施行に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成26年3月規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成26年9月規則第67号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の横浜市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付に関する規則、第3条の規定による改正前の横浜市結核児童療育給付事務取扱規則、第4条の規定による改正前の母子保健法施行細則及び第5条の規定による改正前の横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成27年12月規則第100号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則第7号様式による介護給付費等の額の特例認定証は、当該介護給付費等の額の特例認定証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

附 則（平成30年3月規則第9号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則第13号様式による自立支援医療（育成医療）受給者証及び同規則第14号様式による自立支援医療（更生医療）受給者証は、当該自立支援医療（育成医療）受給者証及び自立支援医療（更生医療）受給者証に記載された有効期間を経過するまでの間、使用することができる。

附 則（平成30年3月規則第23号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和2年12月規則第79号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則第2号様式による障害福祉サービス受給者証、第4号様式による障害福祉サービス受給資格者証、第9号様式の2による地域相談支援受給者証、第13号様式による自立支援医療（育成医療）受給者証、第14号様式による自立支援医療（更生医療）受給者証及び第15号様式による自立支援医療受給者証（精神通院医療）は、当該障害福祉サービス受給者証第6面に記載された適用期間、当該障害福祉サービス受給資格者証に記載された有効期間、当該地域相談支援受給者証に記載された給付決定期間並びに当該自立支援医療（育成医療）受給者証、自立支援医療（更生医療）受給者証及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）に記載された有効期間を経過するまでの間、使用することができる。

別表（第20条）

（平18規則78・追加、平18規則131・平24規則48・平25規則48・平27規則100・平31規則15・令2規則79・一部改正）

様式番号	名称	条項
1	（介護給付・訓練等給付 地域相談支援給付 地域生活支援事業）障害福祉サービス等支給申請書	法施行規則第7条第1項及び第17条並びに第34条の31第1項及び第34条の44並びに支給規則第5条第1項及び第7条第1項
2	障害福祉サービス受給者証	法施行規則第14条及び支給規則第5条第5項
3	障害福祉サービス受給者証再交付申請書	法施行規則第23条
4	障害福祉サービス受給資格者証	第10条第1項
5	障害福祉サービス受給資格者証交付申請書	第10条第2項
6	介護給付費等の額の特例認定申請書	第13条

7	削除	
8	障害福祉サービス費等支給申請書	第15条
9	削除	
9の2	地域相談支援受給者証	法施行規則第34条の41
10	削除	
11	削除	
12	削除	
13	自立支援医療（育成医療）受給者証	法施行規則第41条
14	自立支援医療（更生医療）受給者証	法施行規則第41条
15	自立支援医療受給者証（精神通院医療）	法施行規則第41条
16	削除	
17	補装具費支給券	第17条第1項
18	障害福祉サービス事業等開始届出書	法施行規則第66条
19	障害福祉サービス事業等変更届出書	法施行規則第67条
20	障害福祉サービス事業等廃止・休止届出書	法施行規則第68条

(備考)

この表において「支給規則」とは、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成18年9月横浜市規則第129号）をいう。

第1号様式

(表)

(介護給付・訓練等給付 地域相談支援給付 地域生活支援事業)障害福祉サービス等支給申請書

新規申請 更新申請 変更申請

(申請先) 横浜市 _____区長

(申請書を記入した人)

氏名 _____ 利用者との関係 _____

次のとおり申請します。

住所 _____ 電話 _____

(※1)障害者の場合は利用者本人、児童の場合はその保護者を記入してください。 申請年月日 _____年 _____月 _____日

申請者(※1)	フリガナ		個人番号	
	氏名	生年月日(_____年 _____月 _____日)		
	居住地	〒 _____	電話番号	_____ - _____
児童(利用者が児童の場合)	フリガナ		個人番号	
	児童の氏名	生年月日(_____年 _____月 _____日)		
	居住地	〒 _____	電話番号	_____ - _____
身体障害者手帳番号		_____号	療育手帳番号	_____号
精神障害者保健福祉手帳番号				_____号
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援のサービスを申請する場合のみ記入)				有 ・ 無
健康保険被保険者証(※2)	記号及び番号		保険者名称	

(※2)健康保険被保険者証の欄は、療養介護のサービスを申請する場合のみ記入してください。

サービス利用状況	障害福祉関係サービス(利用中のサービスの種類・内容等)					
	介護保険サービス(利用中のサービスの種類・内容等)	要介護認定(該当に○)	認定無	総合事業対象者	要支援 1 2	要介護 1 2 3 4 5

申請するサービス	※該当する項目にチェック(☑)してください。【 】内の項目については該当するものに○を付けてください。			
	<input type="checkbox"/> 現在利用しているサービスを継続して利用したい。			
	計画相談支援給付 【利用する・利用しない】			
	介護給付	<input type="checkbox"/> 短期入所	<input type="checkbox"/> 療養介護	
	<input type="checkbox"/> 居宅介護【身体・家事・通院等・乗降】	<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 同行援護	<input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援
	訓練等給付	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)		
		介護サービス(入浴、排せつ、食事等の介護等)を <input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない		
	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	<input type="checkbox"/> 自立生活援助
	<input type="checkbox"/> 就労定着支援	<input type="checkbox"/> 就労移行支援	<input type="checkbox"/> 就労継続支援(A型)	<input type="checkbox"/> 就労継続支援(B型)
地域生活支援事業	<input type="checkbox"/> 移動支援【移動介護・通学通所支援】		<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター支援(デイ型)	
	<input type="checkbox"/> 日中一時支援	<input type="checkbox"/> 入浴サービス【訪問・施設】	<input type="checkbox"/> 身体障害者グループホーム支援	
地域相談支援給付	<input type="checkbox"/> 地域移行支援	<input type="checkbox"/> 地域定着支援		
申請に係る具体的内容				
<区役所確認欄>				
(個人番号の提供があった場合にチェック)				
	番号	本人	代理人	
申請者				
児童				

申立・同意	<p>この申請書の記載事項に間違いのないことを申し立てます。また、介護給付費等、地域相談支援給付費及び地域生活支援サービス費の支給又は給付に係る次のことについて説明を受け、同意します。</p> <p>(1) 法第9条及び第12条の調査についての説明を受けました。</p> <p>(2) 介護給付費等、地域相談支援給付費及び地域生活支援サービス費の支給又は給付に当たり、利用のあつせん、調整及び要請のため必要があるときは、支給決定又は給付決定に係る調査資料(在宅援助記録票、障害支援区分聴き取り票、医師意見書及び調査関係資料)及び障害支援区分認定結果を指定障害福祉サービス事業者等、指定相談支援事業者、登録事業者及び医師意見書を記載した医師等へ提供することに同意します。</p>
	申請者

(A4)

(裏)

医師意見書	※介護給付、共同生活援助(介護サービスを利用する場合に限る。)又は地域移行支援(精神科病院(精神科病院以外の病院で精神科病室が設けられているものを含む。)に入院している者に限る。)のサービスを申請する場合は、意見書を記載する医師について記入してください。		
	医療機関名		
	医師氏名		診療科目
	所在地 (住所)	〒	電話番号
※医師については、次の中から該当する項目を選んでください(複数可)。			
<input type="checkbox"/> すでに、障害福祉サービスに係る医師意見書を記載したことがある。			
<input type="checkbox"/> ①主治医(かかりつけ医師)である(継続的に受診)。		<input type="checkbox"/> ②以前に受診したことがある(概ね6か月以内)。	
<input type="checkbox"/> ③施設等で医学的管理を業務とする医師である(嘱託医等)。		<input type="checkbox"/> ④初めて受診する医師である。	
<input type="checkbox"/> ⑤上記①～④に該当しない → 具体的状況：			

調査立会者	※利用者と立会者の双方から聞き取りを行うことが、正確な認定調査のために必要ですので、可能な限り家族や支援職員の立会いをお願いします。		
	氏名		利用者との関係
	連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話番号

〈連絡事項等 記載欄〉

(A4)

療養介護医療受給者証											
公費負担者番号											
公費受給者番号											
支給決定障害者	フリガナ										
	居住地										
	フリガナ			生年月日							
	氏名			年 月 日							
	被保険者証の記号及び番号			保険者名及び番号							
負担上限月額	療養介護医療(食事療養(生活療養)を除く。)	月額		円							
	食事療養(生活療養)	月額		円							
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで										
交付年月日	年 月 日										
支給市町村名及び印	<p style="text-align: center;">横 浜 市 印</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										

(A4)

(備考)

- 1 療養介護に係る支給決定を受けた者に限り交付する。
- 2 裏面には注意事項を記載することができる。

第3号様式

障害福祉サービス受給者証再交付申請書

(申請先)

年 月 日

次のとおり申請します。

	(保護者の場合)個人番号	
申請者氏名		本人との関係
申請者住所	横浜市 区	電話番号

受給者番号		個人番号	
フリガナ			
受給者氏名			
生年月日		年 月 日	
住 所	横浜市 区	電話番号	
申 請 の 理 由			
1 紛失 2 焼失 3 汚損 4 破損 5 未着 6 その他			
誓 約 書 紛失した証明書を発見したときは、直ちに返納し、貴市に負担をかけないようにします。			
申請者氏名			

処 理 欄	課 長	係 長	係 員	決 裁	資格者証交付	入力処理	受 付
				年 月 日起案 年 月 日決裁			

(注意)

- 1 申請の理由の1に該当する場合は、誓約書の欄に署名してください。
- 2 申請の理由の3及び4に該当する場合は、今までお使いの証明書を添えてください。
- 3 虚偽又は不正の届出をすると、条例により罰せられることがあります。

(A4)

第4号様式(第10条第1項)

(表)

障害福祉サービス受給資格者証

受給者番号						
受給者	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名		生年月日		
	住所					
利用者	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名		生年月日		
	住所					
利用者負担上限月額		利用者負担割合				
特記事項等						
有効期間 年 月 日～ 年 月 日						
居宅支給決定	居宅介護	支給期間				
		サービスの内容及び支給量等	サービス種類			
	デイサービス	支給期間				
		サービスの内容及び支給量等	支給量	サービス種類		
				基本事業		
				給食加算		
	入浴加算					
	区分					
	短期入所	支給期間				
サービスの内容及び支給量等		サービス種類				
		加算区分				
		支給量区分				
上限管理者	グループホームはサービス管理責任者、その他のサービスは横浜市					
発行区						
支給市町村名及び印		横浜市 <input type="text"/> <input type="text"/>				

(A4)

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、表面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 指定障害福祉サービス又は基準該当を受けようとするときは、必ずこの証を指定事業所(基準該当事業所)に提示してください。
- 3 利用者負担額は、サービス提供責任者又は上限管理者からお知らせします。利用者負担上限月額が0円のときは負担額はありません。
- 4 支給期間を経過したときは、支給を受けられませんので、支給期間を経過する前に区役所にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。
- 5 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。
- 6 この証の受給者・利用者欄の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、区役所にその旨を届け出てください。
- 7 支給期間内に、居住地を他の区役所の区域に移すと、この証は使えなくなります。居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した区役所にご連絡、ご相談ください。
また、支給期間内に他の区役所の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した区役所(旧居住地の区役所)に届け出てください。
- 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに、区役所に返してください。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を区役所に返してください。
- 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 11 この証に記載されていない障害福祉サービスについては、支給は受けられません。

第5号様式(第10条第2項)

障害福祉サービス受給資格者証交付申請書

年 月 日

(申請先)

次のとおり申請します。

申請者	氏名	(□申請者本人 □代理人)		利用者との関係			
	生年月日	年 月 日					
	住所						
受給者	受給者番号						
	氏名	(□申請者と同じ。)		利用者との関係			
	生年月日	年 月 日					
利用者	住所						
	氏名	(□申請者と同じ。 □受給者と同じ。)					
	生年月日	年 月 日					
	住所						
手帳番号	(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)						
処理欄	課長	係長	係員	決裁	資格者証有効期間	入力処理	受付
				年 月 日起案			
				年 月 日決裁			

(A4)

第6号様式(第13条)

介護給付費等の額の特例認定申請書

受給者	フリガナ		受給者番号	
	氏名		利用者との関係	
	生年月日	年 月 日		
	住所	電話番号		
利用者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
	住所			
	手帳番号	(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)		
利用者負担額減免申請理由				
<p>(申請先) 横浜市 区長 上記のとおり、関係書類を添えて介護給付費等の特例の額の認定を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 氏名  電話番号</p>				

交付年月日	備考								
年 月 日									
適用年月日									
年 月 日									
有効期限	処	課長	係長	係員	決	裁	受付	入	力
年 月 日	理	欄				年 月 日起案			
						年 月 日決裁			

(A4)

第8号様式(第15条)

障害福祉サービス費等支給申請書

【 年 月分】

年 月 日

(申請先)

次のとおり関係書類を添えて(介護給付費・特例介護給付費・訓練等給付費・特例訓練等給付費・特定障害者特別給付費・特例特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・特例地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・特例計画相談支援給付費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・補装具費)の支給を申請します。

申請者	フリガナ	利用者との関係	
	氏名	(□申請者本人 □代理人) 個人番号 (保護者の場合)	
	住所	電話番号	
受給者	受給者番号	生年月日	
	フリガナ	利用者との関係	
	氏名	個人番号 (保護者の場合)	
利用者	フリガナ	生年月日	
	氏名	電話番号	
	住所	手帳番号	(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳)
振込先	金融機関	銀行 信用金庫 農協	金融機関番号
	口座種別	フリガナ	口座番号
	口座名義人	店名	本店 支店 出張所
委任状	私は、次の者に障害福祉サービス費等の受領に関する一切の権限を委任します。 (受給者の口座に振り込むときは記載不要)		
	住所 受任者 (口座名義人) 氏名	委任者(受給者)氏名	
申請金額			

決裁内容	査定金額	決裁欄		
	支給金額	課長	係長	係員
	起案日			
	決裁日			

(A4)

第9号様式の2

地域相談支援受給者証			
			交付年月日：
受給者証番号		障害種別	
受給者	居住地		生年月日
	フリガナ		
	氏名		
地域相談支援給付費の給付決定内容			
地域相談支援の種類		予備欄	
給付量等			
給付決定期間			
計画相談支援給付費の支給内容			
支給期間			
指定特定相談支援事業所名		モニタリング期間	
予備欄			
支給市町村名 及び印	横浜市		発行区
			
注 意 事 項			
<p>1 この証は、各項目をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。</p> <p>3 給付決定期間を経過したときは地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、この証の発行区にこの証を添えて給付の再申請をしてください。</p> <p>4 この証の記載事項に変更があったときは、速やかに、この証の発行区にこの証を添えてその旨を届け出てください。</p> <p>5 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証の発行区に御連絡又は御相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証の発行区に届け出てください。</p> <p>6 この証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに申請し、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかにこの証の発行区に返還してください。</p> <p>7 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証の発行区に返還してください。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>9 給付決定の内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。</p>			

(A4)

第13号様式

自立支援医療(育成医療)受給者証

公費負担者番号									階層区分	自己負担上限額	
受給者番号										月額	
対象者	フリガナ										
	氏名										
	生年月日										
	保険者番号				被保険者証の記号・番号				重度かつ継続		
保護者	フリガナ								続柄		
	氏名										
	住所										
指定医療機関 名称・所在地	病院・診療所										
	薬局										
	訪問看護事業者										
公費負担の対象となる障害											
医療の具体的方針											
入通院の別	入院・通院			特定疾病療養受療証の有無							
有効期間	から									まで	
備考											

上記のとおり認定します。

年 月 日

横浜市長



(A4)

第14号様式

自立支援医療(更生医療)受給者証

公費負担者番号										階層区分	自己負担上限額		
受給者番号											月額		
対象者	フリガナ												
	氏名												
	生年月日												
	住所												
	保険者番号						被保険者証の記号・番号						重度かつ継続
指定医療機関 名称・所在地	病院・診療所												
	薬局												
	訪問看護事業者												
公費負担の対象となる障害													
医療の具体的方針													
入通院の別	入院・通院					特定疾病療養受療証の有無							
有効期間	から										まで		
備考													

上記のとおり認定します。

年 月 日

横浜市長



(A4)

第15号様式

自立支援医療受給者証(精神通院医療)										指定医療機関	健康保険の情報	
公費負担者番号										指定医療機関	被保険者証の記号及び番号	
受給者番号											保険者名	
受診者	住所										保護者(受診者が18歳未満の場合)	
	氏名										氏名	
	生年月日										住所	
月額負担上限額												
有効期間												
発行機関名及び印		横浜市長 										
交付年月日												

(縦12.7センチメートル、横25.9センチメートル)



補装具費支給券

次のとおり決定します。

対象者	氏名			
	住所	生年月日		
		電話番号		
		電話番号区分		
		FAX番号		

保護者	氏名			続柄	
	住所	生年月日			
		電話番号			
		電話番号区分			
		同居区分			

補装具名称 (種目)				交付・修理	
支給対象額	価格	自己負担額	公費負担額	負担上限額	

業者名			電話番号	
-----	--	--	------	--

適合判定年月日	年 月 日	判定員職氏名			印
受領年月日	年 月 日	受領者氏名	印	本人との 関係	

※区役所記入欄

判定確認年月日	年 月 日	判定確認者氏名			印
---------	-------	---------	--	--	---

費用負担年月	
--------	--

(A4)

第18号様式

障害福祉サービス事業等開始届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
氏 名 ㊟
〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

次のとおり障害福祉サービス事業等を開始したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により届け出ます。

開始しようとする事業	種 類	
	内 容	
営 業 者 (法 人)	氏 名 (名 称)	
	住 所 (事 務 所 の 所 在 地)	
基 本 約 款	別 添 1	
職 員 の 職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人
		人
		人
	合 計	人
主 な 職 員 の 氏 名		
主 な 職 員 の 経 歴	別 添 2	
事 業 を 行 お う と す る 区 域		
事 業 の 用 に 供 す る 施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入 所 人 員	
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日	年 月 日	

(A4)

(備考)

- 1 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。
- 2 事業の用に供する施設の欄は、障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。))、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係るものに限る。)、地域活動支援センターを営業する事業又は福祉ホームを営業する事業を行おうとする場合に限り記載する。
- 3 事業の用に供する施設の欄のうち種類については、短期入所を行おうとする場合に限り記載する。

第19号様式

障害福祉サービス事業等変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
氏 名 ㊟
〔法人の場合は、名〕
〔称・代表者の氏名〕

年 月 日事業開始の届出をした障害福祉サービス事業等について次のとおり変更したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第3項の規定により届け出ます。

変 更 事 項		
変更事項の変更 前後の比較	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 の 時 期		

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第20号様式

障害福祉サービス事業等廃止・休止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
氏 名 ㊟
〔法人の場合は、名〕
〔称・代表者の氏名〕

年 月 日事業開始の届出をした障害福祉サービス事業等について次のとおり廃止(休止)したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第4項の規定により届け出ます。

廃止又は休止しようとする年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止の場合の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

(A4)

(備考)

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができる。

第1号様式

(平24規則48・全改、平25規則48・平26規則36・平27規則100・平31規則15・一部改正)

第2号様式

(平18規則131・全改、平19規則52・平24規則48・平25規則48・平26規則36・令2規則79・一部改正)

第3号様式

(平18規則78・追加、平27規則100・一部改正)

第4号様式(第10条第1項)

(平18規則78・追加、平25規則48・令2規則79・一部改正)

第5号様式(第10条第2項)

(平18規則78・追加)

第6号様式(第13条)

(平18規則78・追加、平27規則100・一部改正)

第7号様式 削除

(平27規則100)

第8号様式(第15条)

(平18規則78・追加、平18規則131・平24規則48・平27規則100・平31規則15・一部改正)

第9号様式 削除

(平31規則15)

第9号様式の2

(平24規則48・追加、令2規則79・一部改正)

第10号様式から第12号様式まで 削除

(令2規則79)

第13号様式

(平30規則9・全改、令2規則79・一部改正)

第14号様式

(平30規則9・全改、令2規則79・一部改正)

第15号様式

(平18規則78・追加、令2規則79・一部改正)

第16号様式 削除

(平31規則15)

第17号様式 (第17条第1項)

(平31規則15・全改)

第18号様式

(平18規則78・追加、平18規則131・旧第16号様式繰下・一部改正、平25規則
48・一部改正)

第19号様式

(平18規則78・追加、平18規則131・旧第17号様式繰下・一部改正、平25規則
48・一部改正)

第20号様式

(平18規則78・追加、平18規則131・旧第18号様式繰下・一部改正、平25規則
48・一部改正)